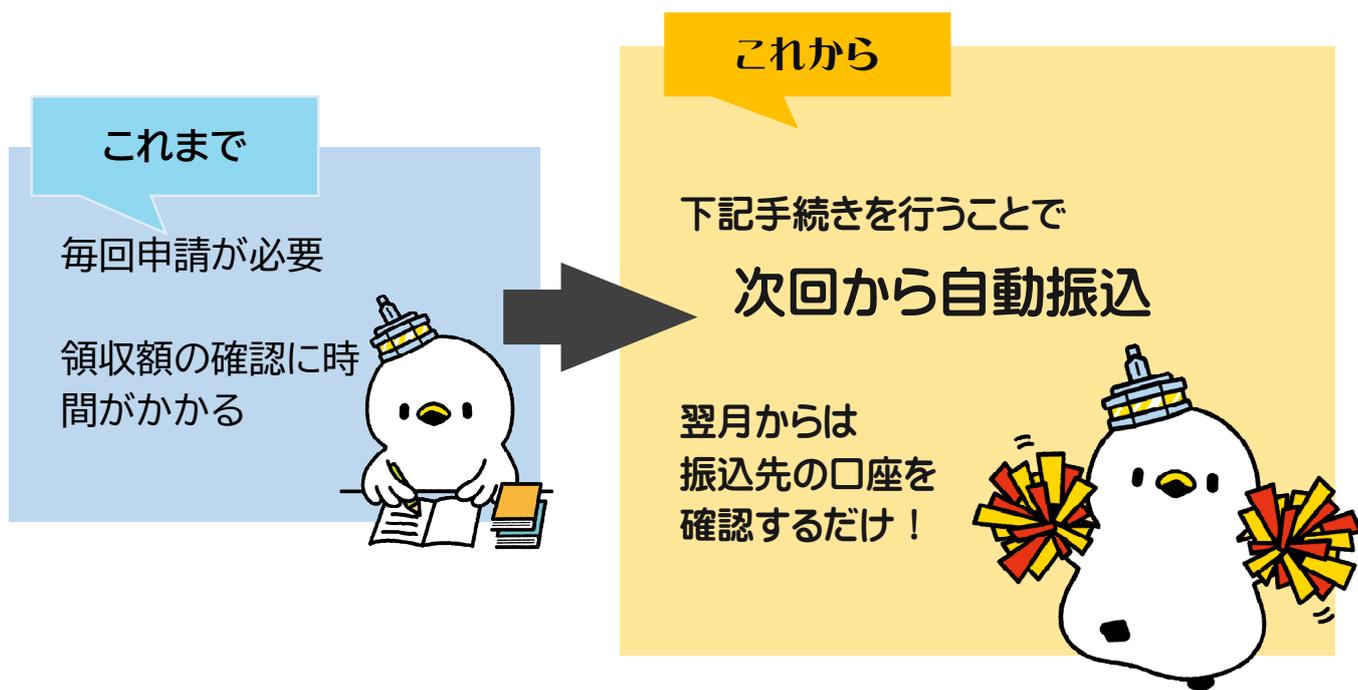


邑楽町国民健康保険 高額療養費の支給申請手続きを簡素化します

これまで高額療養費の支給を受けるためには、該当月ごとに邑楽町が郵送したハガキをお持ちいただき、高額療養費支給申請書に必要事項を記入し、提出する必要がありました。

令和8年(2026年)3月からは、初回申請時に「邑楽町国民健康保険高額療養費支給申請手続簡素化申出書兼同意書(以下、申出書兼同意書)」を提出することで、次回以降の高額療養費は指定口座に自動振込になります。



○申請について

- ・高額療養費支給申請のお知らせ(ハガキ)
- ・国保の資格がわかるもの(マイナ保険証、資格確認書等)
- ・認印
- ・医療機関発行の領収書
- ・世帯主名義の金融機関の口座がわかるもの

+

申出書兼同意書

※自動振込を希望しない場合は、申出書兼同意書の提出は不要です。

簡素化には注意点が 있습니다。詳細は裏面をご確認ください。

簡素化に当たっての注意事項



- ・簡素化申請後は自動振込になります。支給金額や振込日については、「支給決定通知」を送付します。支給がない場合、通知の送付はありません。
- ・申出書兼同意書の提出前に発生した高額療養費は、自動振込とならないため、これまでどおりの申請が必要です。

以下の場合に自動振込が停止されるため、再度申出書兼同意書の提出が必要です。

- (1) 世帯主が変わった。
- (2) 被保険者記号・番号が変わった。
- (3) 国民健康保険税の滞納がある。
- (4) 登録口座に振込ができない。
- (5) 登録口座を変更する場合。
- (6) 自動振込を停止する場合。

以下の場合も申し出が必要です。国民健康保険係までご連絡ください。

- ①一部負担金(医療機関での窓口負担額)の支払について未払いがある場合は、速やかに国民健康保険係までご連絡ください。
- ②交通事故等の第三者行為により負傷した場合や勤務中の労災となる負傷をした場合は、速やかに国民健康保険係までご連絡ください。

・審査や所得区分の変更により、高額療養費の支給金額が変更になることがあります。過払いになった場合は、以後発生した高額療養費にて支給金額を調整または、返還請求させていただきます。

問い合わせ先
邑楽町役場 住民保険課 国民健康保険係
直通：0276-47-5020(直通)

